

## 第6号議案

春日市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上等を図るため、審査申出書への押印を不要とすること等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

春日市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。